平成２５年（フ）第１２０号
愛知県新城市富永字四条７番地２　シャルム茶臼山201号
債務者　大塚　孝洋
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月25日午前10時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第２８９号
川崎市川崎区小田３丁目23番15号　第４陶山荘102
債務者　川口妹枝こと　朴　　妹枝
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
愛知県豊橋市石巻町字野田18番地　７―206
債務者　カンポス　マノエル　アウグスト
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月30日午後２時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１２８号
北海道帯広市西５条南９丁目３番地４　トリコロールハイツⅠ―317号室
債務者　相澤　隆幸
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３２８７号
大阪市西成区岸里２丁目７番８号
債務者　早野　達也
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１００７３号
東京都新宿区西新宿３丁目８番13号
破産者　Ｖ―ＭＯＤＥＬ　ＤＥＳＩＧＮ株式会社
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７８９号
東京都江戸川区東小松川４丁目29―17　メゾンエクレール１
破産者　のぞみ工芸こと　佐藤　秀彰
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４８１７号
東京都葛飾区青戸８丁目８－４
破産者　廣瀬　敏昭
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３号
東京都台東区北上野２丁目８番４―901号　ＣＯＭＦＯＲＴ　ＵＥＮＯ、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区東上野２丁目１番13号
破産者　有限会社クイーントレーディング
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８４号
東京都台東区松が谷４丁目23－４―502、開始決定時の住所東京都台東区北上野２丁目８－４―901
破産者　パテルニラジマルカンド
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９６号
山梨県大月市猿橋町藤崎155番地
破産者　有限会社ヤマホ
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８０号
東京都八王子市別所１丁目38―３―604
破産者　吉田　淳子
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９８３号
東京都江東区東砂５丁目10―３―202、開始決定時の住所東京都江東区東砂８丁目18―22―712
破産者　坂野　幸雄
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８６号
東京都江戸川区大杉２丁目７番17号
破産者　株式会社Ｎ．Ｋ遊商
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８７号
東京都江戸川区南篠崎町１丁目14―12―201
破産者　松山成喜こと　朴　　順蓮
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８３号
東京都足立区南花畑５丁目３－３－１Ｆ
破産者　長井　秀幸
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４２１号
東京都東久留米市下里４丁目１―15―510
破産者　小柳　修一
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７００号
東京都荒川区町屋４丁目23―18―301
破産者　西澤　重幸
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８８７号
神奈川県三浦郡葉山町一色1764
破産者　鈴木　睦子
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部